

大阪市内各地区における子育て・子育て運動の現状と課題

青少年拠点施設検討プロジェクトの3年間の取り組みをふまえて

住友 剛

要約

2007年3月の大阪市の青少年会館条例廃止から3年間、部落解放・人権研究所「青少年拠点施設検討プロジェクト」では、もと青少年会館を活用した各地区での子ども会活動等の現状把握に取り組んだ。本稿はその3年間のプロジェクトの概要を紹介するとともに、各地区における子ども会活動等、子育て・子育て運動の課題について検討したものである。また、本稿では各地区における「子どもの貧困」に関する子育て・子育て運動の諸課題についても触れている。

はじめに

本稿は、2007年度～2009年度の3年間にわたって取り組んだ「青少年拠点施設検討プロジェクト」（以後、本稿では「プロジェクト」と略。座長は筆者）⁽¹⁾の概要を紹介するとともに、今後の大阪市内各地区⁽²⁾（以後、「各地区」と略）の子育て・子育て運動の課題について検討したものである。また、各地区の子育て・子育て運動が直面する課題のなかに、いわゆる「子どもの貧困」に関する諸課題も含まれることから、これに関する筆者の提案や意見なども、本稿のなかに盛り込んでおいた。

ちなみに、このプロジェクトは、すでに何度か別のところで述べてきた⁽³⁾ように、いわゆる「飛鳥会事件」（2006年5月）以後の大阪市内の「同和施策見直し」の動きのなかで、大阪市の青少年会館（以後「青館」と略）事業が廃止されることによって、子どもや若者、地元住民たちの生活が「その後、どのように変化したのか」を把握することを目的として開始したものである。特に、このプロジェクトでは次の3点に関する取り組みを実施した。

- ①青館条例廃止後の大阪市内各地区の子どもや保護者、地元住民の状況、3年間という期限を区切って継続して把握すること。
- ②その把握した状況にもとづいて、具体的に各地区でどのような取り組みが可能か、実践的な提案を行うこと。
- ③青館事業の成果と課題を歴史的に振り返り、今後引き継ぐものを明らかにすること。

なお、3年間にわたるプロジェクトの活動状況については、（社）部落解放・人権研究所（以後「研究所」と略）の月刊誌『ヒューマンライツ』において、適宜「連載」の形で報告を行ってきた⁽⁴⁾。本稿では、2010年7月末に研究所へ提出したプロジェクトの報告書『できることを、できる人が、できるかたちで』（以後「報告書」と略）の内容のうち、特に第2章を取り上げて紹介するが、この報告書第2章の内容には、『ヒューマンライツ』に掲載した拙稿2本⁽⁵⁾と重複する部分がある。また、報告書第1章（池内正史執筆、文中敬称略、以下同じ。）は、上記「連載」をもとに2007年度・2008年度のプロジェクトの取り組みを整理したものである。そ

の点を先にお断りしておく。

1 「子育て・子育て運動」に関する「アクション・リサーチ」

ここで先に、プロジェクトの検討作業の枠組みと研究手法について、その概要を説明しておきたい。

まず、プロジェクトにおいては、青館条例廃止後の各地区における取り組みの現状把握の作業を、「子育て・子育て運動」の現状と課題という枠組みで行った。ここで「子育て・子育て」という言葉を用いるのは、子どもの権利条約(児童の権利条約)批准(1994年)の頃あたりから、子どもの社会教育の領域において、たとえば「子どもたちの主体的な育ちの課題」=「子育ての課題」としたうえで、その「子育てを支援する大人たちにとっての課題」=「子育ての課題」、「子どもたちとその育ちを支援する大人たちの双方にとっての課題」=「子育て・子育ての課題」と称する人々がいることをふまえてのことである⁽⁶⁾。

ちなみに、子どもの社会教育の領域での子育て・子育て研究では、たとえば子どもたちの冒険遊び場づくりや自然体験活動、アート体験や絵本の読み聞かせなど物語に触れる活動、高齢者と子どもとの世代間交流活動、保護者(親)たちの交流会・学習会、学童保育などの放課後の子どもの居場所づくり活動等、これまで多様な実践活動が取り上げられてきた⁽⁷⁾。報告書および本稿が主に取り上げる旧青館施設(以後「もと青館」と略)を活用しての諸活動も、後述するように、こうした子育て・子育て研究が対象とする活動が中心である。

また、このような子育て・子育て関連諸活動の営みは、必ずしも学校教育の営みを「支える」ことを目的として行われているわけではない。したがって、本稿および報告書でいう「子育て・

子育て運動」は、従来、大阪府内の部落解放教育・人権教育に関して検討が続けられてきた「教育コミュニティ」⁽⁸⁾形成の取り組みとも重なりを有しつつも、それを越えるさまざまな取り組みをも含みこんだものと考えていただきたい。

続いて、プロジェクトが採用した「アクション・リサーチ」という手法について、説明をしておきたい。

青館条例廃止後、各地区で子育て・子育て運動の再建の方向性を模索した〈地元の人々〉⁽⁹⁾にとっては、中立性や客観性を確保してすすめられる調査研究よりも、「私たちはこれから、何を、どのように取り組めばよいのか?」という手がかりを得るための調査研究が必要とされていたのではなかろうか。そのことは、筆者の「できることを、できる人が、できるかたちで」等々の提案に対して、西成地区の子ども応援サークル「スプッチ」から好意的な反応が寄せられたことからわかる⁽¹⁰⁾。

このような当事者の抱えている課題解決に向けて、その解決方法をさぐるための研究方法の一つとして、「アクション・リサーチ」がある。以下の文献からの引用からわかるように、当事者の抱えている課題解決に向けて、研究者と当事者がともに協働でその解決方法を検討、実施、検証するという一連のプロセスを継続的に行う調査研究が、「アクション・リサーチ」だといつてよい。

アクション・リサーチとは、常に変化していく社会が抱えているさまざまな問題に対して、研究者と一緒に個々の問題の当事者が自身の解決策を考え、その解決策の有効性について検証し、検証結果をもとにして、自身の解決策を修正し改善していくことで問題解決を目指す調査活動手法のことである。⁽¹¹⁾

また、この「アクション・リサーチ」の手法は「学校教育、社会教育、医療、介護、まちづくりなどの分野におけるニーズはきわめて高い」と言われており、その手法には「参加型アクション・リサーチ」「参加型調査と学習行動手法」などがあるという。このうち「参加型アクション・リサーチ」は、「所得、教育、保健、住宅環境などの面で生活状況のよくない住民が集まって、自らの生活状況に関する問題点の把握と解決方法を考え出し、グループとして行動を起こすことで社会変革をもとめていくもの」である。また、「参加型調査と学習行動手法」のなかには、たとえば「さらなる住民参加の度合いを高めるため、住民自身の手で生活改善案を提示し、実行、自己反省をおこないながら、自らのアイデアによって既存の生活改善活動の改善を継続していく手法」⁽¹²⁾ などがある。

もちろん、「アクション・リサーチ」にもさまざまなデメリットがある。たとえば、「リサーチに携わる研究者自身が実践活動そのものに内部から深く関わりをもつこととなるため、研究者の中立的視点を失う危険性が高く、結果的にバイアスのかかった研究となる危険性がある」という指摘がある。あるいは、「実践当事者組織(コミュニティ、企業など)内の力関係によって、アクション・リサーチの中身が大きな影響を受ける危険性もある」といった指摘もある⁽¹³⁾。このような指摘は、たとえば、私たちと〈地元の人々〉との関係や、各地区の子育ち・子育て運動の取り組みの度合いによって、私たちの調査の進み具合も変わってくる面があるなど、このプロジェクトにもあてはまる面がある。

しかし同時に、「アクション・リサーチ」には次の二点のようなメリットもある。一点目は、その成果が、「社会实践の現場において、より平易で、より個性性の高い形で当事者(実践者)に適宜報告され、そのまま実践現場で生かされ

るという可能性を秘めている」ということである。二点目は、「アクション・リサーチによる実践活動に関わる実践研究者と実践当事者双方の力づけ(エンパワメント)」への期待である⁽¹⁴⁾。

上記のようなさまざまなデメリットはあるものの、あえてメリットの面に注目して、私たちはこのプロジェクトを、各地区の子育ち・子育て運動の再建に向けての「アクション・リサーチ」の試みと位置づけた。ちなみに、松本伊智朗は「貧困とは評論の対象ではなく、解決・緩和を求める実践的課題」であるとともに、「抽象的ではなく、政策と実践のあり方とかかわらせて具体的に議論をする必要」がある課題として位置づけている⁽¹⁵⁾。後述のように、各地区で〈地元の人々〉や各校教員が直面している課題がまさに「子どもの貧困」の問題であるならば、「アクション・リサーチ」のような試みを通じて具体的に解決・緩和策を論じていく必要があるのではなかろうか。

2

生活困難な家庭の子どもを支援する取り組みの必要性

続いて、プロジェクトの2009年度の取り組みのうち、各地区の公立小学校・中学校のいわゆる「同和主担(同担)」教員(以後「各校教員」と略。「同担」等の名称は各校によって異なる)からのヒアリングの概要を紹介しておきたい。ちなみに、実際にヒアリングを実施できたのは、大阪市内12地区のうち6地区である。また、各校教員へのヒアリングを実施した理由は、報告書でも述べたが、青館条例廃止前後を通じて各地区の子どもや家庭、地元住民の様子を見ることができると考えたからである。

詳細は報告書第2章第1節を見ていただきたいのだが、各校教員からは共通して、たとえば就学援助世帯や生活保護受給中の家庭の子どもなど、各地区では生活困難な家庭の子どもたち

(各校教員の言葉でいうと「しんどい家庭」の子ども)が増加しつつあり、教員がその対応に追われる傾向にあるという話が出された。また、各校教員によると、「学力」向上や、部落問題学習を含む「人権学習の充実」を求められても、今までどおりのことを維持するので手一杯という学校も現れつつある。このほか各校教員からは、たとえば人口の転出入の結果に伴う各地区の少子高齢化の進展や、地域コミュニティの変化などを、青館条例廃止に加えての子育て・教育の課題と指摘する意見もあった⁽¹⁶⁾。

たとえばF小学校教員からは、同校での「就学援助世帯の割合は5割程度」ということに続いて、次のような話があった(以後、ヒアリング時の申しあわせにより、学校名はアルファベット表記とする)。

- ・ 地区にしんどい家庭が増加している。しんどい家庭ではあっても、ここだから生活できる面はある。でも、毎日生活に追われているので、無理にでも(学校側から=筆者注)つながりをつくらないと保護者とつながれない。
- ・ しんどい家庭への対応に教員が追われている。特に行政的な支援の枠に乗る前の対応や、その枠になかなか乗れない家庭への対応に追われている。
- ・ このような状態であるから、「学力支援」に向けて動きたくても、教員が動けない。もう割く時間がない。

また、D小学校教員からは、次のような話があった。

- ・ 従来は青館での地元の「だんじり」やストリートダンス教室などが子どもの居場所になり、エネルギーを発散する場に

なっていたし、そこには地区内外の子どもが参加していた。しかし、それが廃止され、地区外の子どもの行き場をなくしている。

- ・ 低学年の子どもほど、居場所があるほど落ち着くと思う。逆に低学年の子どもは、気持ちが落ち着かないと学習意欲がでない傾向にある。まだ暴れるぐらいのエネルギーがあるといいのだが、最近では友だちとのつながりが薄く、無気力な感じの子どもや、「どうせアホやから」という子どもが多くなったように感じる。

このような各校教員の話からは、生活困難な家庭環境にある子どもたちの自己肯定感の低下、学習面での意欲低下等の諸課題が、小学校低学年段階から顕著に現れていることが見えてくる。そして、その家庭環境の問題への対応に各校教員が追われているが、日々の対応だけで手一杯だという現状もうかがえる。「だからこそ今、かつての青館や子ども会のように、生活困難な子どもを支えるための子どもの居場所が学校外に必要な」というのが、各校教員に共通して見られる意識であった。

一方、このような状況のなかで、たとえばC小学校の教員からは、「青館との連携はなくなったが、学校や人権文化センター、地元運動体の教育担当との連携会議、ケース会議などで、気になる子どもの状況について情報交換を行っている」という話があった。ただ、この連携組織やケース会議のあり方などについて、細かい点で見ていくと、さまざまな課題も指摘できる。たとえばA小学校教員からは、「地区の子どもについて、青館と学校との従来の連携では、個々の子どもの生活背景まで知って対応を協議できた面がある。しかし、今の関係する行政機関とのケース会議では、日常的な子どもの様子より

も、措置などに関する事務手続き的なことがどうしても中心になってしまう」という話があった。

なお、1999年の青館一般開放の頃から、学校と青館との連携が薄れてきたところ（たとえばB小学校）もある。このような学校では、青館条例廃止に伴う学校と地域の諸機関・諸団体との連携面での諸課題はあまり見られないようである。また、生田武志『貧困を考えよう』の第4章「大阪市西成区で」には、次のような一文がある。

西成区では二つの中学校区を中心に、とくに配慮を要する家庭の子どもたちのケースについて検討する「西成教育ケース会議」がおこなわれている。保育所、小学校、中学校、人権協会、人権文化センター、青少年会館、障害者会館、児童相談所、子育て支援センター、家庭児童相談所、教育委員会、区役所（福祉・教育担当・DV担当、虐待防止担当）の担当者などが必要に応じて参加して、子どもたちのさまざまなケースの情報を共有し、解決の方法を検討している。⁽¹⁷⁾

生田は「西成区のこれらの学校の取り組みは、部落差別・解放教育と切り離して語ることができない」⁽¹⁸⁾という。その点には異論はない。今後の「子どもの貧困」問題の広がりや前に、「ケース会議」や「連携組織」を通じて生活課題のある子どもと家庭を支援していくことの重要性については、あらためて言うまでもない。ただし、ここで生田のいう「青少年会館」は、2007年3月末の時点で、青館条例にもとづく事業としては存在していない。そのことを指摘しておきたい。また、その「ケース会議」や「連携組織」のあり方も、実際にはさまざまな課題

があることは、先述の各校教員の話からも明らかである。

そして、本節の締めくくりとして、下記のある教員の話を紹介しておきたい。

E小学校の教員からのインタビューでも、青少年会館条例廃止以後「生活困難な家庭の子どもたちの様子はあまりかわっていないのに、施策がなくなり、学校にしわよせが全部来ているような印象」という話があった。また、長年E小学校にいる教員を中心に、「先生たちが自分たちのことを見守ってくれている」「何か困ったことがあれば先生が助けてくれる」という信頼感が培われるよう、積極的に子どもにかかわっているという。ただ、E小学校の教員からは「それをやめたら、学校が崩れる」という不安感とともに、「今こそ地元にしんどい子どもたちの居場所があれば…」ということも語られた。⁽¹⁹⁾

ここにあるように、現在、各校教員が既存の連携組織や今までに蓄積したノウハウなどを駆使して、青館条例廃止後の子どもの生活状況の悪化をなんとか食い止めている。しかし現状維持で手一杯であり、それすら、各校教員の努力だけでいつまで維持できるのか。そこに各校教員の不安やしんどさがあり、「今こそ、かつての青館のように、各地区の子どもの生活支援のシステムや、学校外の居場所が必要」という意識へとつながっているのではないだろうか。

ちなみに、部落解放・人権研究所『貧困・差別と学力問題』では、「社会的困難層に対する学力保障」のために、「家庭の経済的安定を図るための総合的支援—教育分野だけでなく住宅・福祉・保健・生活・雇用等々」「力のある学校」（「効果のある学校」）づくりをはじめ学

校への総合的支援」『学校内外の『社会関係資本』（ソーシャル・キャピタル＝「人と人との豊かな繋がり」）の充実」の必要性を主張している⁽²⁰⁾。そのことの必要性は、プロジェクトが聴き取った各校教員の話からも裏付けることができる。

ただし、1970年代の部落解放教育論においては、各地区の住環境や拠点施設整備などを含めた「部落解放総合計画」に関する議論と、学校・保育所・子ども会等の教育分野での取り組みに関する計画（解放教育計画）についての議論とを結びつけて論じる試みがあったこと⁽²¹⁾。そのこともあわせて指摘しておく。生活困難な家庭の子どもを支援するために、教育・福祉・まちづくりなどの枠組みを越えて、すでに先行的に各地区で行われてきた議論や実際の取り組みに学ぶこと。今後はそのことが必要なのではなからうか。

3 できることを、できる人が、 できるかたちで

一方、プロジェクトの重要な取り組みとして、各地区でもと青館を活用して子ども会や学習会、和太鼓などのサークル活動に取り組む〈地元の人々〉へのヒアリングを行った。以下、ここでは報告書第2章第2節の内容や別稿⁽²²⁾などをふまえて、2009年度のヒアリングの概要を紹介しておきたい。なお、2009年度中に何らかの形で〈地元の人々〉へのヒアリングができたのは、大阪市内12地区のうち7地区である。

報告書第2章第2節では、各地区での子育て・子育て運動の営みを、特徴的な活動形態に注目して、「ネットワーク活用型」「居場所づくり中心型」「学習会中心型」「サークル活動中心型」の四つに整理した。このうち「ネットワーク活用型」以外の三つについては、日々の活動場所としてもと青館を積極的に活用する点では共通している。また、たとえば小学生の「居場

所づくり」と中学生の「学習会」、あるいは中学生の「学習会」と和太鼓などの「サークル活動」を並行して行うなど、実際の活動内容が重複している面もある。これに対して「ネットワーク活用型」は、青館事業がまだあった頃からの子どもや保護者、地元住民などのつながり（ネットワーク）を維持、発展させていくことを重視している。また、「ネットワーク活用型」の場合、活動場所は当面、もと青館を活用するとしても、今後の状況展開によっては他の場所の活用も想定している。ただ、これら四つのどの形態であっても、たとえば青館条例廃止前からもと青館職員と〈地元の人々〉との連携のあり方、地元の保護者等による取り組みなどによって、一定の人々のつながりが形成されていることによって成り立っている面がある。そのことを先に述べておきたい。

ところで、先述の各校教員からの話にあるように、現在の各地区には、生活困難な家庭の子どもたちが増加しつつあるとの声がある。また、「貧困と学力」に関する研究の側からも、先述のとおり「学校内外の『社会関係資本』（ソーシャル・キャピタル＝「人と人との豊かな繋がり」）の充実」の必要性が指摘されている。現在、各地区で〈地元の人々〉が取り組んでいるのは、まさにこの「つながり」の充実に向けての自主的な努力である。以下、前述の四つの形態に即して、具体的な活動内容などを紹介しておきたい。

たとえば、飛鳥地区の子どもたちのサークル「ぴーす」では、2009年12月初めにクリスマス会を開催すると、メンバーの親子やボランティアなど100人近くが集まったという。また、同年9月には「きもだめし」と一泊交流会を行ったり、皮細工講座を行ったりしたともいう。「ぴーす」の活動に関わる方によると、主な活動は土曜日に行っているのだが、最近ではメン

バーの保護者たちが活動に参加することを楽しんでいてという。連日、イベントの準備や打ち合わせに追われているので保護者も大変なのだが、活動そのものが面白いので続いているとのことである。報告書でいう「ネットワーク活用型」として、この「びーす」の取り組みを紹介しておく。

次に、日之出地区ではNPOの活動として中学生・高校生の学習会や、小学生を対象とした「宿題応援広場」の取り組みを続けている。また、若者たちの音楽サークル「オトスタ」は、年末にココプラザ(大阪市立「青少年文化創造ステーション」、2010年4月から大阪市立青少年センター)のステージを借りて演奏会を行ったという。「サークル活動」「学習会」の複合したケースとして、日之出地区の例を紹介しておく。また、西成地区の子ども応援サークル「スプッチ」や、生江地区の子ども会「なぎさ会」も、もと青館を活用して子どもの居場所づくりを継続して行ってきた。特に「スプッチ」の活動には高校生・大学生のボランティアが参加しており、不登校などの子どもを対象とした大阪市の居場所づくり事業(かつての「ほっとスペース事業」)にかかわる若者と「スプッチ」の子どもとの交流もはじまっているという。前述の「居場所づくり中心」のケースとして、この2地区の取り組みを紹介しておく。

ところで、南方地区では、これも「サークル活動」「学習会」の複合したケースになるが、地元の中学生・高校生を対象とした学習会を夜間や土曜日などに開催するとともに、和太鼓サークルを中心とした活動も行ってきた。この学習会は、活動の中心を担うもと青館職員によると、高校中退の防止などを意識しての学力向上と、地元の若者たちの居場所づくりの両方を目指す取り組みとして行ってきたという⁽²³⁾。また、地元の中学生を対象とした学習会は、上

述の日之出地区や住吉地区などにおいても実施されている。

ちなみに最近の子どもの貧困研究においては、たとえば福祉事務所ケースワーカーによる生活保護世帯の中学生を対象にした学習会の事例が紹介されている⁽²⁴⁾。あるいは、『排除される若者たち フリーターと不平等の再生産』においても、『居場所づくり』が近年日本の学校外教育のキーワードとなっているようだが、「排除」されがちな若者たちが集団活動、余暇活動を行うことが可能な場所と、それを促す専門スタッフが用意されることが必要ではないだろうか⁽²⁵⁾という指摘がある。この点から見ても、今、各地区の子育ち・子育て運動が取り組んでいることは、子ども・若者の貧困・差別に関する諸課題に取り組む実践として、特に地元での「つながり」の充実という観点から位置づけていく必要があるのではないか。ただし、もともと青館事業や、その前身としての子ども会の取り組みそれ自体が、「社会から、学校から、そして時に子ども会からさえも疎外される、疎外されようとする子どもの現実を見据え、子どもに向き合っていくこと」を目的としていたという指摘もある⁽²⁶⁾。このことを忘れてはならない。

一方、地元においてその「つながり」の充実にどのように図っていくかという面で、現在、各地区の子育ち・子育て運動がさまざまな課題に直面している。とりわけ、「場所・人・資金」の確保の問題が大きい。

たとえば2010年春から、各地区ではもと青館・旧人権文化センターあるいはそれ以外の拠点施設のいずれかを「市民交流センター」として活用することになった。だから、地区によっては、子育ち・子育て運動の取り組みが、「市民交流センター」への移行のための改修工事によって別の場所に一時的に移ることを余儀なくされたり、あるいは「市民交流センター」開設

後は従来どおりの活動ができなくなるケースも生じている。そのために、地区によっては、たとえば地元団地の集会所などを活用するとか、施設利用を前提としない活動を計画するなど、さまざまな工夫を考えているという。

また、たとえば新たな参加者（子どもおよび保護者）・ボランティアを集める方法や、活動に必要な資金の確保と参加者の費用負担の設定の問題、NPOに対する各種助成金の申請手続きの問題、運営の中心になる役員層の交代の問題など、長期的に各団体を運営する上での課題も次々に見えてきている。さらに、今、各地区での学校外活動を通じて、たとえば子ども・若者および保護者などに共通体験を培うことの意義をどう考えるか、活動を通じての子ども・若者のアイデンティティ形成をどう考えるか等、活動の理念・目標に関わる課題もある。そして、地区外の子ども・若者に地区内の活動をどう開いていくかという課題もある。

このように「課題山積」というしかない状況において、それでも各地区において〈地元の人々〉が、プロジェクト報告書のタイトルにもあるとおり、「できることを、できる人が、できるかたちで」子育て・子育て運動の諸活動に取り組んでいる。先ほど「アクション・リサーチ」という研究手法について述べたが、「課題山積」状況のなかで、それでも子育て・子育て運動に取り組む〈地元の人々〉の「エンパワメント」につながるような研究活動の充実、それ自体が今、私たちに求められているのではなからうか。

おわりに

予定の紙幅が尽きようとしているので、まだまだ言いたいことはあるのだが、本稿の「まとめ」をしておく。また、3年間のプロジェクト

の取り組みの概要や、今後の子育て・子育て運動に関する提案等については、詳細は報告書を見ていただきたい。

さて、筆者としては別稿でも述べたとおり、プロジェクトが明らかにした青館条例廃止後の大阪市内各地区の状況などをふまえて、今こそ「子どもの権利保障」充実に向けての「教育と福祉の統一的理解」という観点から、過去の部落解放教育の理論・実践および運動・政策提案など（ここには就学前の取り組みも当然含む）を見直し、その成果と課題を整理し、今後を引き継ぐものを明らかにする必要があると考えている⁽²⁷⁾。

本稿でも随所に述べたが、既存の子どもの貧困研究、「貧困と学力」に関する諸研究などをさらに深化させるうえでも、今後は特に「家庭の経済的安定を図るための総合的支援—教育分野だけでなく住宅・福祉・保健・生活・雇用等々」という課題と、「学校内外の『社会関係資本』（ソーシャル・キャピタル＝「人と人との豊かな繋がり）」の充実」という課題、この2点に関する研究の充実が必要であると考え。そのためにも、たとえば子どもの生活の「総合的支援」という観点から、大阪市内および府内の青館が取り組んできたことや、その前史ともいべき「子ども会」の取り組みなどを見直すこと。また、特に「つながり」の充実という面から、今、各地区で取り組まれている子育て・子育て運動の役割を適切に評価し、その充実に向けての諸提案を出していくこと。この二つのことが今後、重要になってくるのではなからうか。そして、この二つの課題のどちらを深める場合においても、「温故知新」の言葉のとおり、部落解放教育に関する古い議論や実践・運動に学ぶことも、今後、時には必要となってくると思われる。

その一方、この数年間で、大阪市や尼崎市で

は青館条例廃止という事態を迎え、その余波が大阪府内他自治体にも及ぼうとしている⁽²⁸⁾。この状況において、私たちが現場で活動中の人々とともに、「排除」されがちな子ども・若者の権利保障の充実を訴える立場にたつのであれば、やはり何がしかの政策や運動・実践に関する提案を続けていくことや、その提案につながる研究活動の充実が先決であろう。そのことは、松本伊智朗のいう「抽象的ではなく、政策と実践のあり方とかかわらせて具体的に議論をする必要」ともつながる。

まさに「課題山積」というしかない状況のなかで、それでも地元で粘り強く子育て・子育て運動に取り組む人々にとっての「エンパワメント」。このことをどのように私たちが研究面から受け止め、考え、支援していくのか。部落解放教育・人権教育に関わる研究・実践、そして運動に対して、大阪市の青館条例廃止が突きつけた最も大きな課題は、このことではないのだろうか。また、その課題を研究に携わる私たちがどのように引き受けていくのか、そこが今、問われていると考える。

注

- (1)開始当初は「『青少年対象施設を中心とした各地区拠点施設のあり方』検討プロジェクト」。「青少年拠点施設検討プロジェクト」は略称。
- (2)ここで「各地区」と称しているのは、旧青少年会館所在の大阪市内12地区を指す。
- (3)たとえば、拙稿「『青少年拠点施設検討プロジェクト』をはじめもう1年」(『ヒューマンライツ』242号、2008年5月)など。
- (4)連載「いっしょに動こう、語り合おう」は『ヒューマンライツ』(部落解放・人権研究所)の236号(2007年11月)～263号(2010年2月)の間で、全24回掲載(途中、掲載を休んだ号もある)。
- (5)具体的には、次の2本の拙稿である。なお、本稿でいう「子ども会」とは、基本的には「部落解放子ども会」や「同和地区子ども会」と呼ばれてきたもの

を指す。「就学援助と子ども会の話 もう一度、『源流』を見つめる必要性」『ヒューマンライツ』261号、2009年12月。

「青少年拠点施設プロジェクトも、そろそろ終盤です」『ヒューマンライツ』263号、2010年2月。

- (6)たとえば、小木美代子・立柳聡・深作拓郎『子育て学へのアプローチ 社会教育・福祉・文化実践が織りなすプリズム』(エイデル研究所、2000年)の18頁を参照。
- (7)以上については、小木美代子・立柳聡・深作拓郎・星野一人編『子育て支援の創造 アクション・リサーチの実践を目指して』(学文社、2005年)を参照。
- (8)たとえば、池田寛『教育コミュニティ・ハンドブック』(解放出版社、2001年)、高田一宏編著『コミュニティ教育学への招待』(解放出版社、2007年)など。
- (9)ここでいう〈地元の人々〉は、条例廃止後のもと青館施設を利用し、子ども会活動等を続けてきた地元住民、子ども・若者およびその保護者、ボランティアなどを指す。
- (10)前田朋章「西成子ども応援サークル スプッチの活動」(『ヒューマンライツ』248号、2008年11月)を参照(特に54～55頁)。
- (11)草郷孝好「第14章 アクション・リサーチ」小泉潤二・志水宏吉編『実践的研究のすすめ』有斐閣、2007年、251頁。
- (12)同上、255～259頁を参照。
- (13)同上、260頁を参照。
- (14)同上、260頁を参照。
- (15)松本伊智朗「子どもの貧困を考える視点」子どもの貧困白書編集委員会編『子どもの貧困白書』明石書店、2009年、13頁を参照。
- (16)なお、同和地区における人口移動をめぐる諸問題については、奥田均『差別のカラクリ』(解放出版社、2009年)の第7章「なぜ部落に矛盾が集中するのか」において、「横の悪循環構造」の問題として、大阪府内の調査データを用いて詳細に論じられている。
また、大阪市内日之出地区を対象にした実態調査の結果を見ても、住民の高齢化の進行や生活保護率の高さ、転出入による住民層の入れかわりといった傾向が顕著に現れている。この点については、岸政彦『『複合下層』としての都市型部落 2009年度大阪府日之出地区実態調査から』(『部落解放』628号、2010年4月号)を参照。
- (17)生田武志『貧困を考えよう』岩波ジュニア新書、2009年、89～90頁。なお、ここにある「家庭児童相

談所」は、大阪市内の各区役所にある「家庭児童相談室」ではないかと思われる。また、この引用部分に近い内容は、前出『子どもの貧困白書』42頁にも見られる。

(18)同上、101頁。

(19)前出「就学援助と子ども会の話」57頁。なお、ここでいうE小学校は、「報告書」記載のE小学校とは別である。

(20)部落解放・人権研究所『貧困・差別と学力問題』（部落解放・人権研究報告書No14）、2009年、10～11頁。

(21)たとえば『講座部落解放教育5 部落解放総合計画と解放教育』（明治図書、1977年）など。

(22)前出「青少年拠点施設プロジェクトも、そろそろ終盤です」を参照。

(23)この点については、姜清淑「南方もと青少年会館を訪ねて 自立支援・学力保障の場としての勉強会」（『ヒューマンライツ』240号、2008年3月）も参照してほしい。

(24)たとえば、子どもの貧困白書編集委員会編『子どもの貧困白書』（明石書店、2009年）の316～318頁や、

岩川直樹・伊田広行編『貧困と学力（未来への学力と日本の教育8）』（明石書店、2007年）第1章を参照。

(25)部落解放・人権研究所編『排除される若者たち フリーターと不平等の再生産』解放出版社、2005年、114頁。

(26)たとえば、齋藤尚志「子ども会・青少年会館の原点とは」（『ヒューマンライツ』253号、2009年4月）を参照。この齋藤の文章は、大阪こども・青少年施設等連絡会（大阪こ青連）の2008年度研究集会でのパネルディスカッション「子ども会・青少年会館の原点を考える」における当日のパネラーの発言の流れなどをふりかえる形でまとめられたものである。

(27)前出「就学援助と子ども会の話」59頁。

(28)大阪府内の青館の直面する状況については、たとえば池田一男「Yさん大阪がたいへんです 大阪府内の青少年会館は、いま」（『ヒューマンライツ』246号、2008年9月）などを参照。また、尼崎市の旧青館施設を活用した取り組みについては、たとえば池内正史「尼崎市・神崎地区の『スマイルひろば』の挑戦」（『ヒューマンライツ』245号、2008年8月）などを参照。